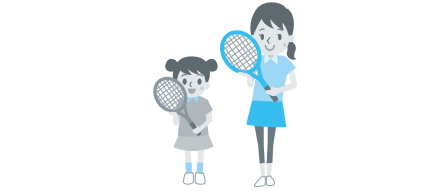


明記のないものは… ●先着順  
●申し込み不要●午前8時30分から受け付け●費用は無料●持ちはお問い合わせください

凡 例 ➤ 申…申し込み、 問…問い合わせ、 費…費用、 画…ホームページ

スポーツ推進課 ☎内線6767  
FAX (50) 8433

◆**エアロビクス教室体験会** 8月28日(金)午前11時～正午。アサンテスポーツパーク(県立スポーツセンター)。講師＝飯田理香氏。成人。 申8月1日(土)～22日(土)に善行大越スポーツクラブの 画 から。 画 同クラブ ☎(77) 5345またはスポーツ推進課。  
◆**親子の親睦テニス大会** 8月25日(火)。辻堂南部公園テニスコート。 費2000円。 申8月20日(休)午後4時までに藤沢市テニス協会の 画 から、または申込書を同協会事務局(フェニックススポーツ内)へ。※申込書は同協会の 画 からダウンロードできます。 画 同協会 ☎(27) 5650(火～金曜日正午～午後5時)またはスポーツ推進課。



日本ビーチバレー発祥の地  
鵠沼海岸で  
ビーチバレーを応援しよう！

第40回ビーチバレージャパン  
と き 8月14日(金)～16日(日)午前9時  
ところ 鵠沼海岸常設ビーチバレーコート  
問い合わせ スポーツ推進課

【エスコートキッズ募集】  
16日(日)に行われる決勝戦で選手をエスコートする方を募集します。  
と き 8月16日(日)午後2時  
対象・定員 市内在住の小学生4人  
※保護者同伴、記念品あり  
申し込み 7月29日(火)から電話でスポーツ推進課へ

第17回湘南藤沢カップ全国中学生ビーチバレー大会  
と き 8月22日(土)、23日(日)午前9時～午後2時  
ところ 鵠沼海岸常設ビーチバレーコート  
問い合わせ (公財) 藤沢市みらい創造財団スポーツ事業課 ☎(27) 5633またはスポーツ推進課

◆**2026年度秋 藤沢市民テニス教室八部(硬式)** 9月1日～11月10日(9月22日、10月13日、11月3日を除く)毎週火曜日 ⑦午前7時30分～9時20分 ⑧午前9時30分～11時20分、9月3日～10月22日毎週木曜日 ⑨午前7時30分～9時20分 ⑩午前9時30分～11時20分。いずれも全8回。八部公園テニスコート。 ⑦ ⑧ 60歳以上の初・中級者各10人、 ⑨ ⑩ 初心者～中級者各40人(いずれも初受講の方優先、抽選)。 費 ⑦ ⑧ 1万2000円、 ⑨ ⑩ 1万3600円。 申8月14日(金)までに藤沢市テニス協会の 画 から。 画 同協会 ☎(27) 5650(火～金曜日正午～午後5時)またはスポーツ推進課。  
◆**2026年度秋 藤沢市民ナイターテニス教室(硬式)** 9月7日～11月9日(9月21日、10月12日を除く)毎週月曜日午後7時～8時30分、全8回。遠藤パブリックテニス。初・中級者20人(初受講の方優先、抽選)。 費1万3600円。 申8月14日(金)までに藤沢市テニス協会の 画 から。 画 同協会 ☎(27) 5650(火～金曜日正午～午後5時)またはスポーツ推進課。  
◆**藤沢市民総合体育大会継承大会【空手道】**10月11日(日)。秩父宮記念体育館。 画 山門 ☎(47) 3738またはスポーツ推進課。  
【軟式野球】10月4日(日)～11月29日(日)。八部公園野球場ほか。 画 桜井 ☎090 (1601) 1318またはスポーツ推進課。  
※ともに詳細は藤沢市体育協会の 画 へ。

秩父宮記念体育館 ☎(22) 5335  
FAX (28) 5749

◆**②はじめてのキッズヒップホップダンス(1)** 9月1日～10月27日(9月22日、10月13日を除く)毎週火曜日午後5時30分～6時45分、全7回。小学生15人(抽選)。 費6600円。  
◆**④小学生がっこ1～2年生** 9月2日～16日毎週水曜日午後4時15分～5時30分、全3回。市内在住・在学の小学1・2年生25人(抽選)。 費3000円。  
◆**⑤ママのためのピラティス** 9月3日～10月22日毎週木曜日 ⑨午前9時30分～10時30分 ⑩午前11時～正午。ともに全8回。子育て中の女性各10人(抽選)。※子ども同伴可。 費6700円。  
◆**①減量&生活習慣病予防・改善プログラム(3)** 9月3日～10月29日(10月13日を除く)毎週火・木・土曜日午前11時～午後0時30分、全24回。運動習慣を身に付けたい高校生以上の方7人(抽選)。 費1万9500円。  
◆**③美姿勢(1)** 9月3日～11月12日隔週木曜日午前11時15分～午後0時30分、全6回。高校生以上の方15人(抽選)。 費5100円。

※～※は8月1日(土)～7日(金)に(公財)藤沢市みらい創造財団の 画 から。  
◆**第10回ふじさわ・えのしま観光ロゲイニング** 11月15日(日)午前10時15分。指定の地図をもとに制限時間内に藤沢市内の隠れた名所を、カメラを持って巡る。◎一般の部・ウォークの部…中学生以上の方(未成年は保護者の同意が必要)。チーム参加の場合は1チーム2～3人◎ファミリーの部…小学生と保護者1チーム2～4人(成人1人につき小学生2人まで)。※未就学児を同伴する場合は1チーム2人まで。合計250人。※事業内容や費用など詳細は(公財)藤沢市みらい創造財団の 画 へ。 申8月1日(土)～11月8日(日)にスポーツエントリー、イーモシコム各 画 から。 画 大会事務局 かまくRUN ☎0467 (33) 5813または秩父宮記念体育館。

秋葉台文化体育館 ☎(88) 1111  
FAX (88) 8687

◆**秋葉台文化体育館オープン教室**  
☆ボディシェイプ…8月4日～25日毎週火曜日午前9時30分～10時40分。各日25人。☆夜のリフレッシュヨガ…8月6日(休)、20日(休)、27日(休)午後7時30分～8時30分。各日30人。☆ヨガベーシック…8月7日(金)、21日(金)、28日(金)午前9時30分～10時40分。各日30人。 費1回500円。※詳細は(公財)藤沢市みらい創造財団の 画 へ。

石名坂温水プール ☎(82) 5131  
FAX (82) 5132

◆**⑦月曜の夜からヨガ(2)** 9月7日～12月14日(9月21日、10月12日、11月23日を除く)毎週月曜日午後7時～8時30分、全12回。24人。 費9900円。  
◆**⑧骨盤エクササイズ(2)** 9月16日～12月16日(9月23日、11月4日を除く)毎週水曜日午後2時30分～4時、全12回。24人。 費9900円。

※～※は8月1日(土)午前9時から(公財)藤沢市みらい創造財団の 画 から。

SPORTS LIFE

スポーツライフ



特集

8月2日は「空き家ゼロにの日」

空家対策で地域を豊かに

空家の問題

●空家を放置することのリスク

建物やブロック塀などの倒壊

環境の悪化

景観への悪影響

●空家を適切に管理しましょう

空家バンクに登録してみませんか？

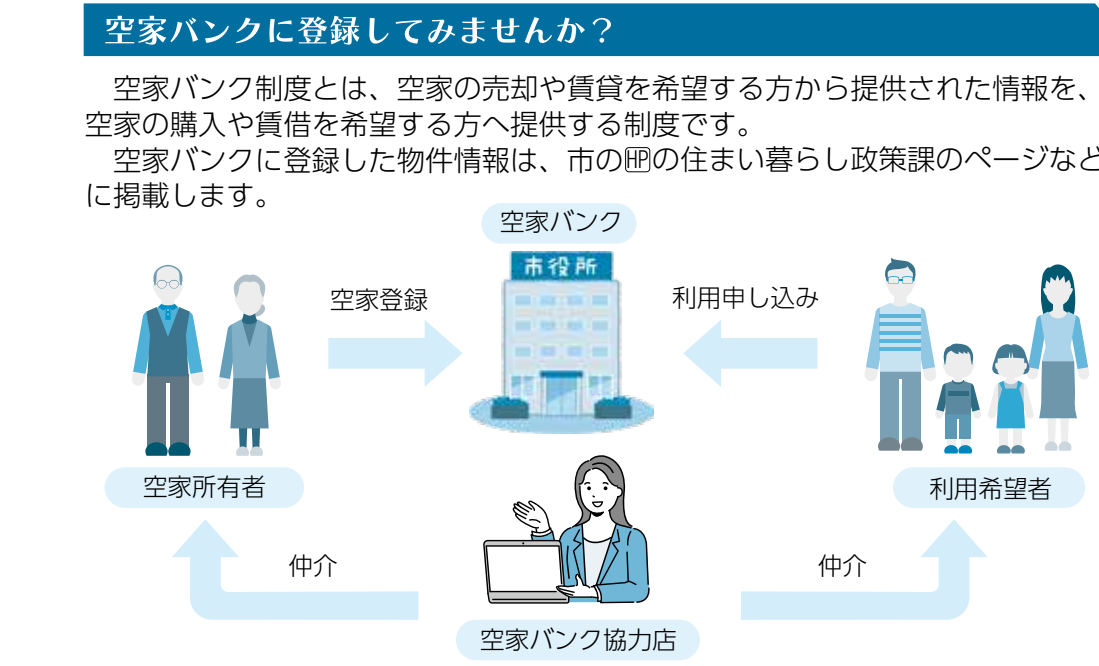
空家は近年、全国的に増加傾向にあり、適切に管理されていないと地域住民の生活環境に影響を及ぼす問題が発生します。

隣家などに危害を加える恐れがあるほか、通行人の生命に関わる重大な事故につながる可能性もあります。

草木の繁茂や動物のすみ着き、害虫の発生で、不衛生な状態となります。

建物の破損やごみの散乱などで、周辺地域の景観を損ねます。

空家等対策の推進に関する特別措置法第5条の中で、空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めなければならないと規定されています。所有者等には空家等の管理者や法定相続人も含まれます。



近隣の空家でお困りの方へ

●自宅などが被害を受ける可能性がある(すでに受けている場合を含む)

近隣の空家によって自宅などが被害を受ける可能性がある、またはすでに受けている場合は、民法上の対応策として空家の所有者に妨害予防請求や妨害排除請求ができます。また、すでに損害が発生している場合は、損害賠償請求も検討できます。

市では、市内在住の方を対象に専門家による相談窓口を設置しています。予約など詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 市民相談室(市民相談情報課) ☎内線2573、FAX (50) 8409

●空家などの所有者が分からない

法務局の窓口やインターネットを通じて、不動産の登記事項証明書を取得することで、空家の所有者を調査できます。また、自治会・町内会や近隣の方から話を聞くことで、有効な情報が得られる場合があります。

相続人の調査が必要な場合は、弁護士など専門家へご相談ください。

●隣の空家などから樹木の枝がはみ出してきた

越境した枝の切除については、2023年4月の民法改正により、下記の条件のいずれかを満たす場合に、越境された土地の所有者が枝を切ることができるようになりました。

条件 ◎所有者に枝を切除するように催告したにもかかわらず、2週間程度の期間内に切除しないとき ◎所有者やその所在地を知ることができないとき ◎急迫の事情があるとき

※越境した枝は、その所有者に切除してもらうのが原則です

市での対応

近隣の方からの通報などを受け、現地調査を行った結果、空家が適切に管理されず、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす場合は、必要に応じて所有者などを調査したうえで、文書などで通知します。また、法令に基づき、改善の働きかけや指導などを行い、所有者自身による改善を促します。

空家の解体費用シミュレーター

事前登録や個人情報の入力是不要で、解体費用などの概算がすぐに分かります。所有している建物の解体などを検討している方はぜひお試しください。

※詳細は市の 画 の住まい暮らし政策課のページへ

空家の見回りサービスをご活用ください

(公財) 藤沢市まちづくり協会シルバー人材センターでは、所有者に代わって定期的に空家を見回りするサービスを提供しています。

基本プラン

1回当たり3000円(月単位など定期的な見回りもできます)

◎庭の雑草の伸び具合や樹木の枝が隣接地に越境していないかなどの確認 ◎建物の外壁や窓など敷地内の破損状況、不法投棄物の確認 ◎ポストの郵便物の確認・回収 ◎確認結果(報告書・写真)の郵送

オプションプラン

※オプションのみの申し込みはできません

◎庭の草むしり(除草・清掃) ◎植木の剪定 ◎不法投棄物の回収

申し込み・問い合わせ

電話で(公財) 藤沢市まちづくり協会シルバー人材センター ☎(27) 1100へ

※問い合わせの際は「空家見回りサービスについて」とお伝えください

相続した空家を譲渡すると、3000万円が特別控除されます

被相続人の居住用家屋を相続した相続人が、一定の要件を満たし、その家屋や敷地を譲渡した場合、譲渡所得から3000万円が特別控除されます。

住まい暮らし政策課では、特別控除に必要な被相続人居住用家屋等確認書の交付を行っています。

※必要書類など詳細は、同課へお問い合わせください

※申請から確認書がお手元に届くまでに2週間程度を要します

条件

◎所有者に枝を切除するように催告したにもかかわらず、2週間程度の期間内に切除しないとき ◎所有者やその所在地を知ることができないとき ◎急迫の事情があるとき

※越境した枝は、その所有者に切除してもらうのが原則です

市での対応

近隣の方からの通報などを受け、現地調査を行った結果、空家が適切に管理されず、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす場合は、必要に応じて所有者などを調査したうえで、文書などで通知します。また、法令に基づき、改善の働きかけや指導などを行い、所有者自身による改善を促します。